



議会だより

●平成二十二年第二回定例会

●もくじ

審議された議案と結果……………	P 2
一般質問……………	P 5
議案に対する質疑……………	P 8
編集後記……………	P 12
(表紙写真 鈴川小学校運動会)	

第135号

平成22年 8月

発行/喜茂別町議会 編集/喜茂別町議会
議会広報編集委員会



平成22年第二回定例議会

審議された議案と結果

第二回定例会は、6月24日から25日までの2日間の会期で行われ、

冒頭、町長より、農作物の作況及び口蹄疫対策、郷の駅の入り込み客の状況、ヒゲマの出没状況、中山峠スキー場第2リフトの現況、地域おこし協力隊の採用状況と活動内容、町有地の適正管理の徹底、固定資産税の賦課漏れの7件について行政報告があり、続いて、館内議員・菊地議員・越後議員による一般質問が行われました。

会期中、報告1件、人事案件（監査委員の選任同意）1件、条例改正、一部事務組合の規約の変更、債権の放棄、補正予算案など、議案12件、選挙（後志教育研修センター組合議会議員）1件、意見案6件が審議され、いずれの案件も原案どおり可決されました。

また、各委員会の所管事務調査として、6月4日に、経済常任委員会、本年度の作付け状況とホワイトアスパラガス遮光シート及びシート巻上げ機の作業状況、6月24日に、総務常任委員会、喜茂別中学校の新校舎（旧喜茂別高等学校）改修状況について調査を実施しました。

報告 第1号

平成21年度喜茂別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成21年度予算で、平成22年度に繰り越すことになっている、北海道自治体情報システム協議会負担金事業、全国瞬時警報システム整備事業、IP告知端末整備事業、きめ細やかな臨時交付金事業、緑の分権改革推進事業の5事業、総額5億1千5百77万9千円の繰越明許費繰越

同意案 第1号

計算書の報告です。

報告済み

監査委員の選任につき同意を求めることについて

吉見啓一さん 字喜茂別138番地の4

任期 平成22年8月1日から

平成26年7月31日まで

原案同意

議案 第1号

喜茂別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

旧喜茂別高等学校の校舎に、喜茂別中学校が移設することに伴い、学校の設置位置が変更となることから条例の改正を行うものです。

原案可決

議案 第2号

喜茂別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員の育児休業に関する法律が改正され、平成22年6月30日から施行されることに伴い、配偶者の就業や育児休業の取得の有無に関係なく、育児休業や短時間勤務等が可能となったことや職員以外の親が子を養育する場合においても、育児休業や短時間勤務等の取り消し事由とはならないとしたことにより、所要の改正を行うものです。

原案可決

議案
第3号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号と同じく、国の法律改正に伴い、育児短時間勤務労働者等の週休及び年次有給休暇を新たに定めたこと、育児又は介護を行う職員は、早出及び遅出勤務することができるとしたこと、育児短時間勤務労働者等の時間外勤務及び勤務地及び深夜勤務をすることができるとしたことに伴い、所要の改正を行うものです。

原案可決

議案
第4号

北海道市町村備荒資金組合理約の変更について

議案
第5号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

北海道市町村総合事務組合理約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

議案第4号から議案第7号については、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴い、従来、設置されていた、道内の14支庁が9つの総合振興局と5つの振興局へ変更されたことにより、規約の変更を行うものです。

(議案第4号から議案第7号は、原案のとおり可決されました)

議案
第8号

平成22年度喜茂別町一般会計補正予算(第3回)

財政調整基金積立金1千2百14万1千円、簡易水道事業等特別会計繰出金3百68万8千円、鈴川公園改修工事費5百万円など、2千2百25万4千円の増額と職員給与費1千3百14万9千円など、1千3百84万9千円の減額

議案
第9号

により、補正前の予算総額に8百40万5千円を増額し、予算総額は22億5千75万6千円となります。

原案可決

平成22年度喜茂別町簡易水道事業等特別会計補正予算(第1回)

双葉・御園浄水場配管修繕工事及び配水管移設工事費3百95万円など、4百33万9千円を増額し、予算総額は5千8百64万6千円となります。

原案可決

議案
第10号

平成22年度喜茂別町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)

旅費及び需用費5万8千円を増額し、予算総額は1億3千8百78万5千円となります。

原案可決

債権の放棄について

平成15年に札幌高等裁判所で言い渡された、前町長に対する住民訴訟判決に基づく債権のうち、これまでに2百63万円が納入されておりますが、この度、債務者から5百50万円を納入することで、残りの債務の免除の申し入れがあり、調査の結果、債務者の経済状況では、全額回収が難しいと判断されることから、債務者の申し出を受け、残りの債権を放棄するというものです。

原案可決

(議案第11号の質疑内容については8ページをご覧ください)

議案
第11号

議案
第12号

平成22年度喜茂別町一般会計補正予算（第4回）
議案第11号の債権放棄にかかわる補正で、歳入では、債権回収額550万円から、当初予算計上額を調整した525万円、歳出では、損害賠償金回収委託料55万2千円を差し引いた残額469万8千円を財政調整基金に積み立て、歳入歳出それぞれ525万円を追加し、予算総額は22億5千6百万6千円となります。

原案可決

選挙
第1号

後志教育センター組合議員の選挙
地方自治法の規定に基づき、議長による指名推薦の方法により、富田泰光議員が当選しました。

意見案
第1号

北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書

提出者 越後耕司議員

賛成者 日下博文議員 山下秀喜議員

意見案
第2号

石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める要望意見書

提出者 山下秀喜議員

賛成者 新居修二議員 富田泰光議員

意見案
第3号

ワクチン接種に関する意見書

提出者 富田泰光議員

賛成者 山下秀喜議員 越後耕司議員

意見案
第4号

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書

提出者 日下博文議員

賛成者 山下秀喜議員 富田泰光議員

意見案
第5号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率二分の一への復元・教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国庫予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書

提出者 山下秀喜議員

賛成者 新居修二議員 富田泰光議員

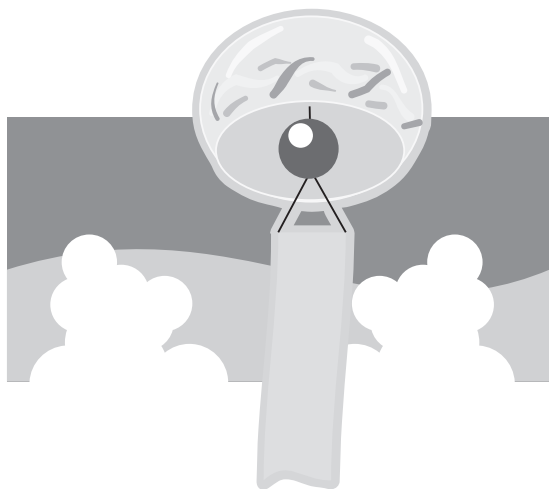
地方財政の充実・強化を求める意見書

提出者 山下秀喜議員

賛成者 新居修二議員 富田泰光議員

意見案
第6号

（いずれの意見案も原案可決）



一般質問

要旨



館内 榮議員

口蹄疫対策について

春先に、宮崎県で口蹄疫が発生し、一時、沈静かと思われたが、まだ感染が拡大しているように見受けられ、長年にわたり畜産関係に携わった者として、今回の宮崎県の口蹄疫については、早く終息することを願う一人です。

北海道は、これから夏の観光シーズンを迎え、他府県からの観光客も多くなることから、感染防止対策をどのように考えているのか。

本町の畜産は、酪農2戸、企業養豚2戸の4戸だと思いが、他に、個人でペットとして、ヤ

ギ、羊等を飼っている人がいる場合、その対策をどのように考えているのか。

畜産業は、一度ダメージを受けると、元に戻るのに10年以上はかかる。

また、畜産農家での進入路等への消石灰を散布しているが、履物等の消毒や看板に大きい字で口蹄疫立ち入り禁止と書き、設置してはどうか。

薬剤等の購入を、町が実施していることは大変良いことだと思いますが、薬剤の購入についての期間、薬剤の量を設定しているのか伺います。

洪水ハザードマップについて

平成21年9月10日入札の洪水ハザードマップ作成業務について、春の雪解けと融雪シーズンまでに、洪水ハザードマップを全戸に配布すると思っておりますが、現在までに配布されておりませんが、現在までに配布されておりません。

貴重な税金で調査したハザードマップを全戸に配布し、危機管理意識を住民に持つてもらうためにも配布すべきであり、調査したから良いのではなく、結果を住民に周知させるのも、町の責任だと思いますが、考えを伺います。

菅原町長

最初に、口蹄疫対策についてであります。北海道も観光シーズンを迎え、ありとあらゆる交通手段で国内・国外から観光客が来道することから、北海道では、主要な交通機関であります空港や港に、消毒用のマットを設置し、感染防止対策を実施しているところであります。

町の観光施設への対応といたしましては、観光農園以外の町内の観光施設や商店の皆様は協力をお願いし、ポスターを貼っていただき、不用意に農場に入らないよう啓蒙するとともに、関係機関の職員が農場に出入りする際には、消毒用のスプレーを持参し、感染防止に努めております。

今後の対応については、さらに情報収集に努めるとともに、

適切な対応ができるよう国や北海道の指示を仰ぎながら町内の観光施設等への対応を検討してまいりたいと考えております。

また、薬剤等につきましては、現在、消石灰を3日から5日に1袋使用との推計により、3ヶ月分を配付しておりますが、今後については、国や北海道の指導に基づき、対応してまいりたいと考えております。

なお、個人でヤギや羊をペットとして飼育している方については、調査の結果、今のところ飼育者はいないということですが、一方、鹿の出没については確認されておりますので、駆除等について進めてまいります。

次に、洪水ハザードマップについてであります。昨年度、国の協力をいただき、調査を完了したところであります。

調査期間が、平成22年2月末であったことから、印刷については、平成22年度に実施することとして予算化したところであります。

現在、印刷に向けた作業を進めており、8月中には全戸配布できるよう進めてまいりたいと考えております。



菊地光男議員

墓地整備の考え方について

最近、町内の方から、本町の墓地整備に関する想いや要望などの話を聞く機会がありましたので、町長に、本町の墓地整備計画の考え方について質問いたします。

墓地整備に関するものとしては、本年度の一般会計予算の中で、相川墓地への進入路の改良舗装工事が計画されており、今後、入札等の手続きを行い、8月のお盆に間に合うよう、工事が行われることと思います。本町の墓地整備等の計画に關しては、以前に何度か検討された経緯はありますが、現在は具体的な計画というものも無く、今後の検討課題となっております。隣の京極町の公園墓地の姿

を見たとき、本町の相川墓地は、未整備の状態であります。

また、富士見台地区にあります火葬場も老朽化が進んでおり、場所等も含めた、今後のあり方についても検討する時期に来ていると思います。

私は、先人達が喜茂別町で生きてきた証でもある、墓地の整備というものは、財政が厳しい状況の中においても、今後、優先的に検討するべき重要な課題の一つであると思っております。

そこで、本町における火葬場の関係や墓地整備のあり方としての公園整備計画について、どのように考えられているのか、町長にお伺いをいたします。

菅原町長

現在、町では、各地域に7ヶ所の墓地を所有しており、台帳上約5ヘクタールを管理しております。

しかし、墓地としての許可を受けたのが、明治後期から昭和初期であることと、戦前に土葬もされていることもあり、墳墓数は正確に把握できていない状況にあります。

これらの墓地の管理につきま

しては、例年、周辺美化のほか、昨年は、旧高校裏の墓地の通路を、また、今年は相川墓地の進入路について整備を進めているところです。

議員のご指摘、ご心配はもつともであり、過去の墓地整備計画をさかのぼりますと、留産、富士見台など、数か所の候補地で検討されたものの隣接所有者近隣の事業者などとの関係で具体化されなかったことも事実であります。

また、京極町のように火葬場と墓地が同じ場所にある公園墓地として整備されていないことも、ご指摘のとおりでございます。

お尋ねの、今後の墓地整備について、京極町の公園墓地を例にされておりますが、本町においても20年ほど前に墓地整備が検討されましたが、前段申し上げたとおり具体化されませんでした。

しかし、今後のことを考えますと、相川墓地を含めた現存墓地の管理のあり方、少子化や個人の価値観の多様化など、現代のお墓事情と言われるものも含め、考えなければならぬものと認識いたしております。



山ろく正副議長会研修視察

私も、就任当初に墓地のあり方を改善しなければならぬと思ひ、状況を知る努力をいたしました。地域に分散し、老朽化が進む墓地や土葬であろう目印のみで埋葬者の指名が特定できない墳墓など多くの課題を解決しなければならぬことを理解し、財政的に余裕ができる段階まで待たなければならぬと判断していたところでありました。現段階におきましては、第4次総合計画に記載されております

せんが、今後の平成24年からの第5次総合計画策定作業の中で、墓地の整備計画について、町民各層の皆さんの意見や意向を伺いながら、改めて検討を進めていきたいと考えているところであり、是非、議員のご質問やご指摘に応える形で前向きに検討させていただきたいと思えます。

また、議員もご指摘されておられるように、喜茂別町を後に、各地で活躍された方々の故郷への郷愁、生きた証を尊重するためにも、議会をはじめ多くの町民の皆様にも、ご理解やご賛同をいただけるよう検討を進めてまいります。



越後耕司議員

口蹄疫の対策について

本年5月に、宮崎県で肉用牛に口蹄疫の発症が確認され、その対策の模様や畜産農家に対応

する係員の苦悩の様子が連日報道されており、誠に、気の毒としか言いようがありませんが、こうした状況下の中で、本町の畜産農家は、千歳、ニセコルート及び定山溪、洞爺湖ルートの間中に位置し、万が一、感染発症したならば、畜産農家のみならず、地域農業の壊滅的危機を招くおそれがあると思えますので、現行の対策と今後の対応について、町長に伺います。

補正後の簡易水道事業の 関係について

昨年9月定例会において、水道配水管新設工事に関する補正予算が議決され、その後、工事請負契約の報告もされておりますが、補正予算の提案説明では、ログハウスを活用した事業に対するもので、1棟、間に合えば、2棟は建てられるとの説明でした。

しかし、現在までに住宅建設がなされていないように見受けられますので、この件についての経過と今後の対応について伺います。

菅原町長

最初に、口蹄疫の対策についてであります。5月に宮崎県で発生した口蹄疫は、その後、県内で拡大、国、県、市町村において懸命な努力が行われているところで、生産者の悲痛な叫びを聞く時、私も養豚家でありましたので、同様に身を裂かれる想いがあります。

議員ご指摘の、観光ルートによる口蹄疫拡散が最も心配される場所ですが、本町はまさにそのルートの上にあり、他人ごとではすまされないと考えております。

口蹄疫対策については、本町だけの判断ではなく、国や北海道との連携が重要であります。本町においては、産業振興課を中心に、情報の確な把握や畜産農家との協力体制がなにより重要だと考えております。

現在のところ、予算の範囲内にとどまった対応を実施しておりますが、状況に変化があった場合は、臨時的な対応を早期に実施していきたいと考えておりますので、議員各位、町民の皆様には、特段のご理解を賜りま

すようお願いいたします。

次に、簡易水道事業に関連しての尻別地区に予定されているログハウスによる住宅群の建設は、現在のところ、道路と建築予定地の立木の伐採が行われており、昨年からはラジオ放送等を活用した販売が開始されております。

現状では、7月着工に向けて、現地から伐り出した丸太のキザミを行っており、1棟目の完成を目指しているところと聞いております。

現在、来ております3件から4件のオーダー予定者は、この1棟の状況を確認してから商談が本格的になると伺っており、本町といたしましたし、簡易水道の着実な利用を期待するほか、まちづくりの一環としても、早期に新たな風景の一つとなるよう期待をし、事業者に計画的な実行を求めてまいります。



本 会 議

質疑要旨

議案第11号

債権の放棄について

菊地議員

今回、町長が、前町長に対する損害賠償金の債権放棄の提案をされたことは、昨年、留寿都村との合併が破たんし、現在、全町民を挙げてまちづくりにまい進している、この時期において、私は、的確かつ、懸命な判断であったと思っております。

平成20年11月に開催された決算特別委員会の中で、この事件の原告団の一人でもある同僚議員から、本件について、どこかで大きな区切りをつける政治的判断の必要性和現実的な対応を早急に採るべきではないのかという趣旨の質問がされております。

町長は、その時の答弁の中で、前町長に対して、町長職にあつたという意味での対応をさせていただくことと、今後の経過によつては、歩み寄るチャンスが可能

性はあるということ述べております。

こうした一連の経過の中で本年3月議会の行政報告の中で、前町長から、真摯な提案として受け止められる内容の提案があつたので、いろいろな関係者の意見を聞き、検討したいと報告されております。

その後、町長は、賢明な判断をされ、今回の提案に至つたと思ひます。



喜茂別神社創祀百年記念祭

そこで、以前、今回のような提案があり、その時は、町長は、その提案を受け入れなかったと聞いておりますが、今回、あえて前町長の提案を受け入れる判断に至つた、考え方について伺います。

菅原町長

ただ今、菊地議員から、これまでの経過も含め、質問がありました。まさに、一つの機会であろうと思つたところであります。

合併の事にも触れられておりますが、今、喜茂別町としては、新しく自律する中で、新しいまちづくりに向かって総合計画を立てようということを進んでいくところであります。

そういう時に、こうした課題を抱えていくというのは、次の世代の人間にとつてはどうかという想いがあつたところであります。

様々動いている、こういう機会に、このことを解決し、まちづくりの後押しということになれば、なお良いとの想いと、今回が解決のチャンスということもありません。

もう一点は、これまでの前町長の生活状況など、様々な調査をさせていただきましたが、それらの状況から、これが適切な機会ではないかという判断をさせていただいたことを申し上げ、答弁とさせていただきます。



フレッシュ大学子どもと帰ろう

菊地議員

本債権にかかると、現在までの経過であります。裁判所の判決にあつた、当初の債権額が3

千1百98万3千8百99円で、本年2月までに納入された額が2百55万5千円、本年3月から5月までの3ヶ月分が7万5千円で、現在までに納入された合計額が2百63万円であり、今回、提案の5百50万円を加えると、前町長が納入される損害賠償金の総額については、8百13万円になるかと思いません。

それにより、今回の損害賠償金の放棄額は、2千3百85万3千8百99円になるという理解でよろしいのか、確認をしたいと思います。

内村副町長

議員が、ご指摘されたとおり、これまで納入ありました額に、今回の一時金5百50万円を加えますと、8百13万円が納入額となり、それらを差し引いた2千3百85万3千8百99円を放棄するというところでございます。

越後議員

この件については、これまで3年近くにわたって、町長の行政報告ですとか、議会の中で、各議員が取りあげておりますが、

双方の代理人を通じての話し合いだけで、当人同士の話し合いは一切無いと今まで説明されておりあります。

今回、この提案をするにあたって、いわゆる双方代理人のアドバイス以外に、町長あるいは副町長自身、前町長とお会いしたのか伺います。



喜茂別小学校運動会

菅原町長

私は、これはできないという確認をいたしております。

弁護士等の法廷代理人を立て

た以上は、それを尊重していくことになっておりますので、こちらの方で単独でお会いすることになれば、向こうから、当然、何らかの訴えが出てきますし、あるいは、相手側もそうでありますので、そこで確認をし合うということが、第一義的だと思っておりますので、接触はいたしております。

越後議員

先程の同僚議員の質問にもありますが、早期解決という点では、タイミング的にはよろしいかと思いません。

ただ、町の条例にあるということですが、少なくとも菅原町長の下で、自治功労で感謝状も出ているわけで、これを機に、全ての円満解決ということは別にして、会う機会が取れたら良いと考えますので、町長の考えを伺います。

菅原町長

今回、提案事項が可決されることになれば、弁護士等の契約はなくなるわけで、まだ相手側の弁護士の意向は聞いておりま

せんが、そこで確認できれば、会う、会わないという拘束を受けるものではないと思っております。

また、これまでの前町長の12年間の実績というものは、やはり重いものがあると認識いたしておりますので、ご本人がどう思うかは別として、私は、あくまでも法定での結論付けだと思っております、それ以上のものを背負っていただくことは思っておりません。



中学生とフレッシュ大学お大師山清掃

日下議員

この損害賠償の件は、私の記憶によると、行政訴訟に基づく立替金の公金支出に関する行政訴訟事件で、それに対する利息の部分を損害賠償せよという判決だったと認識しております。

この基となる公金支出があり、行政訴訟に至ったわけですが、この公金支出による損害賠償において、結果として、議案に出ている以外に、町の実害があったのかどうか、確認しておきたいと思えます。

菅原町長

判決の結論として、基本的には3千数百万円という数字になつておりますが、しかしこれがそのまんま、町の実害がどうかについては、私もも図りかねるところはあると思っております。

ただ、町内の中で訴訟が起き、最高裁の判決にまで至ったという事は、非常に重く受け止めなければならぬと思っております。

このことは、前町長だけでは

なく、当時の職員や町づくりというものに影響をしてきたと言えるのではないかと思っております。

最近、我が町も、その傷跡というものが少し癒えてきていると思いますが、少なからず、このことでの影響はあったと思っております。



新一年生による桜の木の植樹

日下議員

この判決の原因となるものについては、私も議員として議決に携わり、その結果、行政訴訟が起き、こういう判決になったという部分では、議員としていろいろな想いがあります。

同じ誤りを犯さないためにも、この債権放棄の件については、想いだけでなく、きちつとした法的根拠が必要だと思えます。

そこで、自治法に規定されている法的根拠について、どのような法的理解をし、議案を提案されたのか伺います。

菅原町長

今回、政治的な判断において、議決を要するという認識の下で提案をしております。

詳しいところについて、弁護士と細かいやり取りはしておりませんが、何度か弁護士とも相談をしております。

この件は、提案し、議決されたとしても、今後、住民サイドの方や、様々なところから、適当ではないという意見が出てくる場合もあると思えますが、そ

れぞれの判例がありますので、それらを精査させていただき、するべきことはやっているという判断の下で、適正に進めてきたということ、ここで町が提案し議決され、その後、何らかの法的な訴え等が出たとしても当然、抗弁し得る範囲内という判断を持っているということ、でございます。

日下議員

法的根拠について、弁護士と細かい話はしていないが法的に問題がないということ、今回の提案に至ったということですが、ただ今、町長が述べられたように、議会が議決しても、住民から行政訴訟を起こされる可能性が無いわけではなく、そのへんをきちつとトータルで弁護士と相談した中に、法的な問題は無いということを出してきたという確認でよろしいか伺います。

菅原町長

そのとおりであり、他にもいろいろな意見を伺いながら進めてまいりました。

勿論、その根拠たるものの調

日下議員

法的なことについても、弁護



喜茂別保育所運動会

査は重ねており、そういう点では、十分に対応できるものと思っております。
ただ、どのような状況になるかは、法定での段階でしたら、なかなか想像がつかないところであり、弁護士に相談しておりますので、耐えられる範囲とっております。

士と相談し、クリアしているということですが、今回、この議案を提案した理由というのは、先程の同僚議員の質問にもあったとおり、どこかで解決しなければならぬということでは、議会も同じ考えだと私は思っております。

そこで、現実的な解決方法として、今の月額2万5千円では、年間30万円程度の回収にしかならず、残りの債権額を考えたとき、百年近くかかることになりましたので、私自身もそうですが、住民の中にも疑問に思っているところがあります。

このへんについて、町長の見解を伺いたいと思います。

菅原町長

先程も申し上げましたが、何度かの調査等を重ねて、このへんが限界だろうということをお勧めしたことも事実であります。

また、金額的なことも、様々な努力をされた形跡というものも調べており、一つの限界点でもあったという感じがしているところであり、それら全体を勘案し、我が町の新しい町づくりをしていくという機運の中で、

判断をしていくことだと思っております。

日下議員

この、5百50万円を単純に一般会計に入れて使うのか、または、町長が、前段で話されている、まちづくりの想いという中での用途を考えているのか、そのへんの考え方を伺います。

菅原町長

この度は5百50万円ということですが、総額で8百13万円いただいております。

その中で、いろいろな経費を差し引いた残りの金額ということになります。この関係については、ここに至るまでに、原告サイドのご苦労や想いというものがありますので、私は、ある程度尊重しなければならぬと思っております。中山峠が起因として訴訟になったわけですから、そのことも忘れてはならないことで、これらのことを勘案し、新たな、特定の使い方ができればと思っております。今のところ特段の考えはありませんが、一旦、財政調整基金

に入れ、その後、いろいろな意見を伺いながら、基本的には、新たなまちづくりのための人づくりに使っていけたらという想いはあります。



戦没者追悼式

鹿討議員

この関係は、平成15年の判決によるもので、当然、その前に住民訴訟が起こされており、その時に、町の行く末を憂う想いというものをお聞きしました。

言わば、今ある菅原町政に喜茂別が変わるきっかけになったことですし、住民訴訟を起こした住民や、それを応援していた方たちの想い、そして、町を変えていきたいという想いが、その後の町政が変わることになったと、私は判断しております。

そこで、この関係は、一定の区切りを付けるという形になるわけですから、その時の住民の想い、そして、今の町政がいいのか悪いのかは、将来、評価されるものだと思いますが、当時の町政が変わるきっかけを作った住民の想いや直接携わった人たち対しての、菅原町長の気持ちというものを伺いたいと思います。

菅原町長

個人的な想いと執行者としての想いというのは、はたして同一かどうかということもありませんが、いずれにしても、訴訟にまでなるような行政的な手続きや運営などは、二度とやってはならないという想いがあります。また、多くの町民が、原告団として一つにまとまり、町を正していこうとしたことは生涯、

忘れてはならないことだと思っております。

これまで、我が町の変遷を考えてみましたら、相当前の森林組合の問題、あるいは中山峠を中心とする何らかの問題を抱えながらやってきたという歴史があります。

その歴史の中で、喜茂別町に對する信頼という点で、外部から一定の距離が置かれるというのは、当然の話であろうと思っております。

そういう点では、住民が立ち上がり、新しい町をつくって、こう、新しい理事者を挙げて何とか頑張っていこうという気持ちになったということは、今の民主的な自治体運営の中では大切なことで、この成果というものの後世につなげて行かなければならないと思っております。

今回、そういうことが分かりながら、提案をしていく側に立つわけですが、原告団の方々の心中をおもんばかったときには、忸怩たるものがあることは分かっているつもりであります。

しかし、理事者としては、今の時代に前向きに進んでいこうということ、一定の町という一つの人格の中で、どこかでけ

じめを付けなければならぬと思っております。

前町長には、最高裁で結論まで出た話であり、行政のトップにまでなった方ですので、一定の努力を示していただくことが私の切なる願いであります。まちづくりの起点という点で、今回が適切な時ではないかと思っております。それが正常な町である証拠だろうと思っております。



健康づくり朝のラジオ体操

編集後記

春先の冷害の心配から一転しての好天気が続き、作物も順調に生育しており、農家の皆さんも安堵していると思います。

さて、先に、行われました参議院議員選挙の結果は、多くのマスコミの事前調査等で予想されたとおり、与党民主党の敗北という結果となり、これからの国の政局が一段と混迷することが予想されます。

いつの時代においても、政治状況が安定していなければ、その付けは、結果として国民にまわることになりません。

本町のような小さな自治体においても、混迷した政局の影響を受けることで、行政運営が一段と大変になると思われま

す。私たち地方議員も、国の政治の流れというものに、敏感に反応できる知識と能力を備えるために、日々の研さんを積み重ねなければならないと思っております。町議会での質疑や活動内容を、わかりやすくお伝えするための議会だよりの発行についても努力したいと思っております。

(広報編集委員長 菊地光男)